

令和8年度 磐越自動車道 野沢地区水文調査

特 記 仕 様 書

令和 8年 7月

東日本高速道路株式会社

新潟支社新潟工事事務所

第1章 総則

1-1 履行内容

1-1-1 調査等名 令和8年度 磐越自動車道 野沢地区水文調査

1-1-2 路線名 高速自動車国道 東北横断自動車道 いわき新潟線

1-1-3 履行箇所 自) 福島県耶麻郡西会津町野沢 (STA757+00)
至) 新潟県東蒲原郡阿賀町東山 (STA831+20)

1-1-4 主な履行内容

内訳書の項目		数量
調査業務	流量観測	132箇所・回
	水質分析試験試料採取	110箇所・回
	水質分析試験	1254試料
	孔内傾斜観測	12箇所・回
	地下水位観測	12箇所・回
技術業務	実施調査計画	7.42km
	水文総合解析	1.95km ²

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日(以下「休日等」という。)及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

(1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内

(3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略でき

るものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1－4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1－1 3「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式－1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 510 日間まで

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間まで

1－5 主任補助監督員の権限

共通仕様書 1－6－3「主任補助監督員」の規定に基づき主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

章	項 目	内 容
1－1 3－2	作業日	・休日等の作業の確認

1-6 資料の貸与

共通仕様書 1-15-1 及び 5-2-3 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
水文調査成果品	磐越自動車道 黒森山地区水文調査	契約締結後	紙及び電子データ
水文調査成果品	磐越自動車道 野沢地区水文調査	令和9年3月末	紙及び電子データ

1-7 受注者相互の協力

共通仕様書 1-20 「受注者相互の協力」の「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知するものとする。

業務名	履行期間	受注者	発注機関	備考
磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事	令和6年8月8日～ 令和13年8月1日	清水建設(株)・ 岩田地崎建設(株) 龍ヶ嶽トンネル 工事特定JV	東日本 高速道路(株)	隣接 施工
磐越自動車道 黒森山トンネル工事	令和7年3月19日～ 令和13年1月16日	大成建設 株式会社	東日本 高速道路(株)	隣接 施工
磐越自動車道 野沢地区水文調査	令和7年10月25日～ 令和9年3月18日	応用地質 株式会社	東日本 高速道路(株)	関連 調査

1－8 計画工程表

1－8－1 計画工程表の記載事項

共通仕様書 1－1 4－1 「作業計画書の提出」(2) に示す作業計画書中の計画工程表(様式一2)の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書 1－6 「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、及び共通仕様書 1－2 2 「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

種別	項目	備考
調査業務	流量観測	
	水質分析試験試料採取	
	水質分析試験	
	孔内傾斜観測	
	地下水位観測	
技術業務	実施調査計画	
	水文総合解析	
成果品	報告書作成	

1－8－2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1－2 2 「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、調査等打合簿に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1－1 4－3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員との協議の上決定するものとする。

1－9 打合せ簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1－2 2 「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内(休日等を除く)に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内(休日等除く)に受注者へ返送するものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の内容

本業務は、磐越自動車道 西会津IC～津川IC間の4車線化等事業における現況の地下水及び湧水箇所等での流量や水質状況を調査し、工事施工中における影響の有無を判断するための資料を作成するものである。

2-2 流量観測

流量観測とは、設計図書及び監督員の指示に従い、次の箇所で流量観測を行うものをいう。

箇所	測定方法	数量	頻度	備考
観測地点④、⑥～⑨、 ⑬～⑮	容器法	12回	1回／月	
観測地点①～③、⑤	容器法	9回	1回／月	1月～3月は 観測に含まない

2-3 水質分析

2-3-1 試料採取

試料採取とは、設計図書及び監督員の指示に従い、調査予定の沢や湧水箇所等より2-3-2「試験」に必要な試料採取をするものをいう。なお、採取時期については、2回／年（渇水期と豊水期）にそれぞれ1回実施するものとするが、重金属類分析の採取時期については、3回／年（1月～3月を除き3か月に1回ごと）に実施するものとする。

また、黒森山トンネル工事における観測地点⑩～⑫の採取時期及び龍ヶ嶽トンネル工事における観測地点⑯～⑰の採取時期については、1回／月実施するものとする。

2-3-2 試験

試験とは、設計図書及び監督員の指示に従い、2-3-1「試料採取」で採取した試料を用いて、以下の分析項目に基づき、水質分析試験を行うものをいう。

試験の結果は、各種試験方法で規定されたデータシート等に整理するものとする。

ただし、規定されたデータシート等がない場合については監督員と打合せのうえ、整理するものとする。

なお、試験は次の箇所で行うものとする。

分析項目	箇所	頻度
① 水道水分析項目	観測地点④～⑨、⑭、⑮	2回／年
② 農業用水質分析項目	観測地点③、⑥、⑬	2回／年
③ 河川用水質分析項目	観測地点⑮	2回／年
④ 重金属類分析項目	観測地点①、②	3回／年

⑤ 黒森山トンネル工事分析項目	観測地点⑩～⑫	1 回／月
⑥ 龍ヶ嶽トンネル工事分析項目	観測地点⑬～⑮	1 回／月

① 水道水分析項目（飲用井戸を対象）

水道水項目の分析は、飲用として利用されている湧水について、工事施工前の水質と経年変化を把握し、工事施工による影響を評価するために実施する。

分析項目は、以下 11 項目を基本とする。

項目	単位	計量方法	基準値
一般細菌	個/mL	厚生労働省告示第 261 号	100/mL 以下であること
大腸菌	—	厚生労働省告示第 261 号	検出されないこと
亜硝酸態窒素	mg/L	厚生労働省告示第 261 号	0.04mg/L 以下
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	厚生労働省告示第 261 号	10mg/L 以下
塩化物イオン	mg/L	厚生労働省告示第 261 号	200mg/L 以下
有機物（全有機炭素 （TOC）の量）	mg/L	厚生労働省告示第 261 号	3mg/L 以下
水素イオン濃度(pH)	—	厚生労働省告示第 261 号	5.8 以上 8.6 以下
味	—	厚生労働省告示第 261 号	異常でないこと
臭気	—	厚生労働省告示第 261 号	異常でないこと
色度	度	厚生労働省告示第 261 号	5 度以下
濁度	度	厚生労働省告示第 261 号	2 度以下

② 農業用水質分析項目

農業用水の分析は、田畑等の農業用として利用されている湧水について、工事施工前の水質と経年変化を把握し、工事施工による影響を評価するために実施する。

分析項目は、以下 10 項目を基本とする。

項目	単位		計量方法	基準値
水素イオン濃度	pH	—	JIS K 0102 規格群	6.0～7.5
水温	—	℃	※水素イオン濃度測定時の水温	—
化学的酸素要求量	DOD_Mn	mg/L	JIS K 0102 規格群	6mg/L 以下
浮遊物質	SS	mg/L	JIS K 0102 規格群	100mg/L 以下
溶存酸素	DO	mg/L	JIS K 0102 規格群	5mg/L 以下
全窒素濃度	T-N	mg/L	JIS K 0102 規格群	1mg/L 以下
電気伝導度	EC	mS/m	JIS K 0102 規格群	0.3mS/cm 以下
ヒ素	As	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.05mg/L 以下
亜鉛	Zn	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.5mg/L 以下
銅	Cu	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.02mg/L 以下

③ 河川用水質分析項目

河川用水の分析は、観賞用池として利用されている湧水について、工事施工前の水質と経年変化を把握し、工事施工による影響を評価するために実施する。

分析項目は、以下の表を基本とする。

類 型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素	大腸菌数
AA	水道 1 級自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2 級水産 1 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道 3 級水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1000CFU/100mL 以下
C	水産 3 級工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考 基準値は、日間平均値とする。

利用目的の説明表

利用目的	説明
自然環境保全	自然探勝等の環境保全
水道 1 級	ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級	沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級	前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産 1 級	ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級	サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級	コイ、フナ等、 β - 中腐水性水域の水産生物用
工業用水 1 級	沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級	薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級	特殊の浄水操作を行うもの
環境保全	国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

④ 重金属類分析項目

重金属類の分析は、工事着手前の現段階における周辺の地下水および河川中の自然由来重金属含有濃度を調査し、工事による影響を判断するための基礎資料を得るために実施する。

試験項目		試験方法
水質分析試験	カドミウム ヒ素 水銀 鉛 六価クロムイオン セレン ホウ素 フッ素イオン	JIS K 0102規格群

⑤ 黒森山トンネル工事分析項目

黒森山トンネル工事の分析は、濁水プラントの放流水及び放流先の河川の中の自然由来重金属含有濃度等を調査し、工事施工中のモニタリングを実施する。

分析項目は、以下 12 項目を基本とする。

項目	単位		計量方法	基準値（放流水） 対象：⑩	基準値（河川水） 対象：⑪、⑫
水温	—	℃	※水素イオン濃度測定時の 水温	—	—
水素イオン濃度	pH	—	JIS K 0102 規格群	5.8～8.6	6.5～8.5
電気伝導度	EC	mS/m	JIS K 0102 規格群	—	—
浮遊物質※1	SS	mg/L	JIS K 0102 規格群	70mg/L 以下※2	—
カドミウム	Cd	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.03mg/L 以下	0.003mg/L 以下
ヒ素	As	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.1mg/L 以下	0.01mg/L 以下
水銀	Hg	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
鉛	Pb	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.1mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロムイオン	Cr	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
セレン	Se	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.1mg/L 以下	0.01mg/L 以下
フッ素イオン	F	mg/L	JIS K 0102 規格群	8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ホウ素	B	mg/L	JIS K 0102 規格群	10mg/L 以下	1mg/L 以下

※1：調査箇所⑩

※2：調査箇所⑩のみ基準値を設定

⑥ 龍ヶ嶽トンネル工事分析項目

龍ヶ嶽トンネル工事の分析は、濁水プラントの放流水、放流先の河川の中及び坑外仮置き場②の自然由来重金属含有濃度等を調査し、工事施工中の定期モニタリングを実施する。

分析項目は、以下 12 項目を基本とする。

項目	単位		計量方法	基準値（放流水） 対象：⑬、⑭	基準値（河川水） 対象：⑮、⑯
水温	—	℃	※水素イオン濃度測定時の 水温	—	—
水素イオン濃度	pH	—	JIS K 0102 規格群	5.8～8.6	6.5～8.5
電気伝導度	EC	mS/m	JIS K 0102 規格群	—	—
浮遊物質※1	SS	mg/L	JIS K 0102 規格群	70mg/L 以下※2	—
カドミウム	Cd	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.03mg/L 以下	0.003mg/L 以下
ヒ素	As	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.1mg/L 以下	0.01mg/L 以下
水銀	Hg	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
鉛	Pb	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.1mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロムイオン	Cr	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
セレン	Se	mg/L	JIS K 0102 規格群	0.1mg/L 以下	0.01mg/L 以下
フッ素イオン	F	mg/L	JIS K 0102 規格群	8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ホウ素	B	mg/L	JIS K 0102 規格群	10mg/L 以下	1mg/L 以下

※1：調査箇所⑬、⑭

※2：調査箇所⑬、⑭のみ基準値を設定

2-4 孔内傾斜観測

孔内傾斜観測とは、既設のボーリング孔を利用して、孔内傾斜観測を行うことをいう。孔内傾斜観測の数量検測は、孔内傾斜観測を行った回数（箇所・回）とする。

内訳	ボーリング番号	業務内容
孔内傾斜観測	BⅡ1-19 BⅡ1-21 BⅢ1-13 ※深度は50m未満	・挿入式孔内傾斜計を設置する。 ・データ観測は4月、7月、10月、12月に行うものとする。ただし、雪の影響がある場合は収集月を変更してもよいものとする。

なお、孔内傾斜観測箇所数及び観測期間に変更が生じる場合は、別途受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

また、孔内傾斜観測に使用する機械器具については発注者で用意するものとし、それに係る機械器具損料については計上しないものとする。

機械器具内訳	数量
デジタルQティルト6000プローブ	1台
ハンディロガー	1台
ケーブル50m	1個
ケーブルホルダー	1個

2-5 地下水位観測

地下水位観測とは、既設のボーリング孔を利用して、地下水位データ収集を行うことをいう。地下水位観測の数量検測は、地下水位データ収集を行った回数（箇所・回）とする。

内訳	ボーリング番号	業務内容
地下水位観測	BⅡ1-20 BⅡ1-22 BⅢ1-17	・孔内に存置している自記水位計のデータ収集を行う。 ・地下水位データ収集は4月、7月、10月、12月に行うものとする。ただし、雪の影響がある場合は収集月を変更してもよいものとする。

なお、地下水位観測箇所数及び観測期間に変更がある場合は、別途受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

また、地下水位データ収集に使用する機械器具については受注者で用意するものとする。使用する機械器具は、観測孔内の地下水位を測定し、地下水位高さ及び地下水位状況を把握できる性能を有するものとする。

2-6 水文総合解析

水文総合解析とは、今回実施する各種の調査及び試験結果を含め以下の内容について報告書にとりまとめる技術業務をいう。

- ・各水質基準値と本業務で実施した試験結果の評価・考察・判定
- ・測定時期における、流量特性・水質状況等の評価・考察・判定
- ・工事における水文環境への影響等について評価・考察・判定

水文総合解析の検測数量は $k \text{ m}^2$ とする。

2-7 クマ対策に係る費用

2-7-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

2-7-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

2-7-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

※ 熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

2-8 熱中症対策に係る費用

2-8-1 定義

熱中症対策に係る費用とは、現場作業における熱中症対策に要した費用をいう。

2-8-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

2-8-3 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症対策に係る費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

2-9 打合せ

本業務における打合せの回数は業務内容確認検査を含め5回とし新潟工事事務所にて行うものとする。また、打合せの検測数量は1式とし、履行状況により打合せ回数が増減しても打合せ費用の変更は行わないものとする。ただし、監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-10 成果品

報告書の表紙は、薄青色（色番号SP278）、黒文字製本とする。

2-1-1 標準提出部数

成果品の標準提出部数については、下表のとおりとする。

報告書及び図面の電子データについては、監督員に提出するものの他にそれぞれ1部を監督員の指示に従って、NEXCO総研技術情報課へ提出し、NEXCO総研の発行する成果品（電子データ）受領票の交付を受けなければならない。

なお、NEXCO総研技術情報課への提出は郵送で行うものとし、成果品（電子データ）受領票については、NEXCO総研より電子メールにより受注者へ送付されるものとする。

項目	監督員	NEXCO 総研	備考
報告書（紙）	1 部	—	
報告書（電子データ）	2 部	1 部	
図面（紙）	1 部	—	
図面（電子データ）	2 部	1 部	報告書（電子データ）と併せて提出

第3章 補足事項

3-1 調査内容の変更及び追加について

下記に示す事項について、本業務の内容を変更・追加する場合があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとする。

なお、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

- (1) 実施調査計画に基づく観測地点の変更及び追加
- (2) 実施調査計画に基づく観測及び試験方法の変更
- (3) 気象状況に基づく観測回数の変更
- (4) 関係者との協議結果に基づく業務内容の変更及び追加

様式－1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 令和8年度 磐越自動車道 野沢地区水文調査

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2-1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2-2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3-1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3-2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3-3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3-2. 受注者が設定した業務の終期)

令和8年度 磐越自動車道 野沢地区水文調査 計画工程表(案)

(全体履行期間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)
(実施履行期間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

樣式一2】

1 水文調査業務

[illegible]

2 貸与資料

[illegible]

3 関連業務

[illegible]

4 關係機關協議

[illegible]

5 その他懸案事項

[illegible]

6 協議内容、結果等

協議内容経緯等	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者
	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果

※ 作業上のポイント(記号内容作成時作成するため、共通仕様書及び特許性事項の記号を統一して作成するため)

- ① 図解は「特許性事項(権利範囲の図解)」を図ることを目的とする。
- ② 図解は、特許性事項(権利範囲)を説明する図表として作成する。図表として作成する条件提示等の誤れが履行期間を圧迫することにならないよう、特許性事項と権利範囲の図解を明確化する。
- ③ 図解時特許性(結果)を工程表に明示することにより、打合せ時、内容に不足の点がないよう確認する。
- ④ 図解の工程内(内容)を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に反映した生産業務を実施していることを確認する。
- ⑤ 本工程表は作業計画書に付随するもので、発注者と受注者双方で共有し、適切な工程管理を実施することで設計上の品質、品質の確保を図る。
- ⑥ 図解は品質の向上に資するものでない。上記図解を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用することを基本とする。

※作成時の留意事項

- ① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
- ② 協議待ちによる遅延の場合工程上のクリティカルを明示すること。
- ③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。